

# 会 議 等 報 告 書

総合戦略部 経営戦略課 経営企画係

会議等名	甲斐市行政改革推進委員会		
開催日	令和5年5月31日(水)	場所	新館2階 防災対策室
出席者	甲斐市行政改革推進委員会委員(小林会長、小田切副会長、柳本副会長、窪田委員、長田委員、吉田委員、塩沢委員、田中委員、藤森委員、乙黒委員、中込委員)※国久委員、山田委員は欠席 事務局(丸山総合戦略部長、酒井経営戦略課長、石原経営企画係長、長田、三井)		

午前9時25分 開始

## 1. 開会(小田切副会長)

5月8日を過ぎて、新型コロナの対応も新しい段階入り、地域活動の活発となった。本日は、「公の施設の使用料見直し及び減免基準について」協議するのでお願いします。

## 2. 会長あいさつ(小林会長)

「公の施設の使用料見直し及び減免基準について」は、財政の健全化の大きな柱の一つであるので、忌憚のない意見をいただきたいと思う。

## 3. 案件(議事進行:小林会長)

案件(1) 公の施設の使用料見直し及び減免基準について

- ・公の施設の使用料見直し及び減免基準について
- ・甲斐市使用料等調査研究委員会スケジュール(案)【資料1】
- ・コスト転嫁方式による使用料見直しの基本的な考え方について(案)【資料2】
- ・公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について(案)【資料3】
- ・使用料見直しによる施設一覧【資料4】により、石原係長が説明

「公の施設の使用料見直し及び減免基準について」の1の「経緯」は、平成19年に策定した「第1次甲斐市行政改革大綱」において、重点項目の一つとして「財政の健全化」を掲げ、その具体的な施策として「使用料等の見直し」を掲げている。

また、平成23年度には、公共施設等の使用料を徴収している関係係長で構成する「使用料等調査研究委員会」を立ち上げ、継続的に各施設の使用料の算出根拠や減免状況などについて調査、研究を行ってきた。

資料1をお願いします。平成23年度の2月に委員会立ち上げ、令和5年4月までの間に、19回の研究委員会を開催して、協議検討を行ってきた。その間、2回の幹部会議で協議を行っている。幹部会議には、消費税が5%から8%へと増税する前の平成25年度の7月と、8%から10%への増税する前の平成30年度の12月に、それぞれ協議を行った。平成25年度の7月の幹部会議では、使用料については各施設間で概ね平準化されているので、現行使用料を継続することとし、消費税10%の引き上げの際に再度検討する事となり、減免の統一基準については、引き続き調査研究委員会で協議を継続して研究す

ることとなった。

また、平成 30 年度の 12 月の協議では、使用料については平成 25 年度同様に現行を継続することとするが、消費税 10%増税後 3 年を目途に再度見直しを検討することとなった。

なお、減免については基準案の適用により、団体活動の停滞につながる可能性があるため、その時点で減免を受けている団体は現状維持とし、これ以上の新規の団体の減免を認めないという協議結果となった。

次に「公の施設の使用料見直し及び減免基準について」2の「課題」は、公の施設使用料は、本来、その施設を利用する者が施設利用(サービス)の対価として負担し、その施設の維持管理等に要する費用に充てられるべきものであるが、施設の維持管理等に要する費用を賄いきれず、一般財源である税金等を投入しており、施設を利用する人(受益者)と利用しない人の間に不公平が生じている状況である。

また、使用料の減免については、各施設の規則等で定めた要件により個別に準用しており、減免理由の拡大解釈や画一的な適用事例等により、減免を適用する範囲は広い傾向となっている。

次に、3の「基本方針」として、使用料については、負担の公平性、算定方法の明確化、受益者負担割合の設定及び、効果的・効率的な行政サービスの提供に努め、適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに見直しを行うこととなった。

また、使用料の減免については、施設間の公平性を確保するため統一的な基準を設けることとし、その基準の判断は、公益性が高く市が施策を推進する上で必要であり、また広く市民から理解が得られるものとし、(1)「コスト転嫁方式による使用料の見直しの基本的な考え方」による使用料の算定を行い、併せて、(2)「公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方」による基準の統一を図る方針とした。

資料2をお願いする。1ページの1.はじめにと2.第4次甲斐市行政改革大綱における位置づけについては、策定の経緯を示している。

3.受益者負担の基本的な考え方について、(1)負担の公平性では、公の施設の維持管理等の経費は、行政サービスを利用する人が負担する使用料と市民の税金で賄っており、行政サービスを利用しない人も経費の一部を負担していることになる。

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要がある。

資料2ページの(2)算定方法の明確化では、行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確に、分かりやすく示すことが必要であり、料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設で不平等が生じないように、共通の方法で設定することとしている。

(3)受益者負担割合の設定では、行政サービスの目的や性質に応じて、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定すること。

(4)効果的・効率的な行政サービスの提供では、継続的な実態調査を行い、利用者のニーズを踏まえた事務の見直しを行うこと。

(5)定期的な見直しでは、適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに使用料の見直しを行うこととしている。

4の対象とする受益者負担として、(1) 受益者負担の種類は地方自治法で定めている使用料とする。

資料3 ページの(2) 適用除外については、①から④に掲げる施設は対象外とする。5の使用料についての、(1) 原価に含める経費として、人件費、維持管理費、減価償却費、土地使用料としており、維持管理費のうち、費用を大きく要する工事費は除いている。

4 ページの(2) 受益者負担割合については、公費負担の割合と受益者負担の割合を原則折半の50%で設定することを基本としている。

(3) 算定方法については、算定に用いる維持管理費は、年度間の変動を考慮し直近3年度の平均値としている。

① 1室あたりの使用料は、5 ページの実線で囲む計算式のとおり、1 m<sup>2</sup>あたりの時間単価×貸出面積×貸出時間により算出している。

②のプールや温泉など、1名あたりの使用料は、利用者1名あたりの単価としている。

(4) 料金設定の単位については、100 円単位として、増額となる場合と減額となる場合の単位調整を行うこととしている。

参考として、表の料金設定の例示にあるように、①は現行500 円に対し、コスト転嫁方式による見直し額が750 円と値上げになった場合は、単位調整により10 円単位を切り捨て、見直し後の使用料は700 円とする。

②は現行500 円がコスト方式で算出すると360 円と値下げになった場合は、切り上げて400 円とするなど、単位調整を行う。

(5) 曜日・時間帯別料金設定については、利用状況等を踏まえ、適切な料金を設定できることとする。

(6) 市外利用者の扱いは、利用状況等により使用料に差を設けることができることとする。

6 ページの(7) 無料施設の有料化については、設置目的や利用状況を考慮して、使用料徴収の適否を検討する。

(8) 激変緩和措置については、現行料金の概ね1.5 倍を改定上限として設定している。例えば、現行1,000 円の使用料がコスト方式で算出すると3 倍の3,000 円となった場合は、激変緩和措置により1,500 円となる。

(9) 施設使用料の調整については、(8) による改定限度額を超えない範囲で設定することとするが、①利用率を著しく低下させる恐れがあるとき、②民間施設や近隣自治体の設置する類似施設との均衡を図りながら、使用料を設定する必要性が強い施設は、実情に合わせて使用料の改定を調整することができるものとする。

以上が、「コスト転嫁方式による使用料の見直しの基本的な考え方について」の説明になる。

次に、資料3をお願いする。まず、1の「趣旨」では、公の施設は、施設利用者から使用料を等しく負担していただくことが基本であるが、公益性や政策的に負担を軽減する必要がある場合については、使用料の全部または一部を免除できることとしており、この使用料の減免措置は、各施設の規則等で定めた要件により個別に準用しているが、減免理由の拡大解釈や画一的な適用事例等により、減免を適用する範囲は広い傾向とな

っている。

また、施設使用の対価として定めた使用料の意義を保つとともに、市民全体の平等性を確保するためにも、減免基準の明確化、統一化を図る必要があり、減免についての適用を判断するための統一的な基準を設け、適切な運用を行うための指針として定めるものである。

2の対象施設については、公の施設としますが、(1)から(4)に掲げる施設については除外とする。

2ページをお願いする。3の基本方針については、施設間の公平性を確保するため統一的な基準を設けることとし、広く市民から理解が得られるものとする。

4の減免の判断基準について、1つ目の丸印は、公の施設は、低廉な使用料として設定しているもので原則は全額納付を基本に考える。

2つ目の丸印は、減免の承認に当たって公益性と比較し、均衡の取れたものとする。

3つ目は、減免は政策的に行うものとし、利用者個人の利益につながる利用は、原則として対象としないこととする。

4つ目は、市が後援する場合は、減免は行わないこととする。

5の具体的な減免基準については、「4の減免の判断基準」を基に総合的に判断、決定することとし、(1)全額免除する場合は、①市が直接または間接的に関与する、アからエと3ページの②の極めて公益性の高いアからウの団体とする。

(2)減額する場合については、①の地域住民のための活動で公益性が高く、市の施策の推進上有益と認められるアの団体とする。②の自立と社会参加を促すアとイの団体とする。③の私立の幼稚園・保育園の団体とする。

(3)減額率は、原則として50%とする。

4ページをお願いする。(4)その他の基準として、原則、この基準に定める団体以外の減免は認めないものとするが、政策的または単発的な場合は、市長決裁により減免とする。なお、規則で定めた団体の利用については、これまでと同様に扱うものとする。

6の実施時期については、今年度、周知を図り、令和6年4月1日から実施することとする。

以上が、「公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について」の説明になる。

次に「公の施設の使用料見直し及び減免基準について」の4の「見直し後の収入見込額」として、令和3年度の施設使用料決算額、6,190万円に対し、使用料の収入見込額は、8,640万円となり、2,450万円の増収が見込まれるところである。

資料4をお願いする。表の一番下段の計欄のとおり、施設数は66施設、令和3年度においては、免除団体が303、減額団体が373、減免団体の合計は676団体、定額団体が1,706団体で収入額は約6,190万円となっている。

次に、コスト転嫁方式案と減免基準案を適用した見直し後の場合、下段の計欄のとおり、免除団体は282、減額団体は166、合計で448団体、定額団体は1,934団体となり、収入見込額は約8,647万円となり、一番右の欄のとおり、約2,457万円の増収が見込まれる。

この施設の中で著しい増額となるのが、施設No.1 やすらぎ聖苑、No.12 北部公民館、No.20 双葉ふれあい文化館、No.35 玉幡公園総合屋内プールとなっている。

減免基準の統一により、影響を受けるのは施設No.12 北部公民館からNo.21 中部公園セミナーハウス等の市民文化系施設が多くなっている。

次に「公の施設の使用料見直し及び減免基準について」の5の「今後のスケジュール」は、5月に自治会連合会へ説明を行っており、6月からはパブリックコメントを実施して、広く市民の意見を聴収していく。

9月には各施設等の条例の一部改正を議会へ上程し、議決が得られたら、利用者等へ周知を行い、令和6年4月から改定した使用料金、減免基準を適用して行きたいと考えている。

公の施設の使用料については、合併前に設定された使用料を踏襲しており、2度の消費税増税時においても料金改定を行っていない状況であり、また、施設の老朽化による修繕や現在の燃料等価格高騰による維持管理費は増加傾向の状況である。

また、今年3月に「公共施設のあり方」について、広く意見を伺うためLINEアンケートを実施したところ、使用料は利用者負担と市民負担である税金で賄うべきが68%、値上げはやむを得ないが61%という結果であった。

このような結果を踏まえ、受益と負担の適正化を図るため、使用料及び減免基準の見直しを行うものである。

(質疑応答)

委員：コスト転嫁方式とは。使用料を上げる根拠の一番の理由は。

事務局：資料3の3ページをお願いします。

使用料を改定の際は、現在、施設に係る、人件費、維持管理費、減価償却費、土地使用料を含め計算し費用を算出しており、受益者負担と公費負担で50%を折半としているが、求めた使用料の額が、現在の使用料より多い場合、1.5倍を限度に見直すことになる。当然、上がる施設もあり、下がる施設もある。

使用料を上げる根拠は、現在の使用料は3町合併時の金額を用いており、コストにより算出した金額ではなく、旧3町の金額をそのまま継続している。また、今まで2回の消費税増税があったが、その際も使用料の見直しを行っていない。コストで計算をしていないため、消費税の見直しをしていない状況でした。今回、受益者の負担を適正にするために、コスト転嫁方式で使用料を計算して、使用料の改定をしたいということで、提案させていただいた。

委員：コスト転嫁方式を簡単に。

事務局：施設に係る維持管理費とか経費を施設の使用料に当てはめたものになる。

例えば、求めた原価に対し、使用の面積と時間で算出している。

委員：複雑なのか。

事務局：決算額に維持管理費等の金額が出ているので、それを利用して計算している。

委員：減免施設になった経緯。無料施設の有料化や、具体的な施設は。

事務局：現在、公の施設で無料の施設は無い。公益性が高い団体等は、免除、減額の基準

を設けている。その他、先ほど、資料4「使用料見直し施設一覧」で資料3の減免の基準を適応した場合に、団体数が変わるというのは、資料4のNo.10 北部公民館から、No.21 中部セミナーハウスについては、団体が平成30年度の見直し時に、それまで、市で行っていた講座から出来た自主グループは、減免団体（半額）で利用していたが、平成30年度の見直しの際に、それ以降の新規の団体は減免団体（半額）と認めておらず、同じ活動をしているのに、減免になる団体とされない団体ができてきてしまったので、今回統一性を図る上で、今までの自主グループについては、通常の使用料とすることで、今回統一的な基準を設けさせてもらった。

委員：使用料を上げる方向性でいいのか。

事務局：あくまでも、コスト転嫁方式の計算式なので、使用料が上がる施設もあるし、下がる施設もある。

委員：施設の中には、ナイターもあるが、ナイターの場合は。

事務局：ナイターについては、電気料がかかっているので、電気料をコストということで計算してそれぞれ算出している。今まで、竜王地区の利用だと、3,750円と決まっていたが、今回、コスト転嫁方式で算出すると、金額に差がでる状況になっている。

委員：資料4で38施設とあるが、他にも施設があるが。温泉は入っていないのか。

事務局：温泉施設は、現在、温泉施設を継続か継続しないか調査中であるため、今回は除いた。今回は、条例に定めている施設の使用料と定義しているので、掲載施設のとおりである。

委員：温泉だけ抜いているのか。

事務局：資料4で38施設とあるが、トータルすると66施設とあるのは、No.34 学校体育施設が欄外に記載のとおり29施設（運動場【夜間照明施設】9校、体育館【アリーナ】15校、武道場5校）あるので、29施設と37施設と足して66施設となっている。表記していないものは、学校体育施設に含まれている。

委員：今回の使用料の見直しは、大変、合理的な考え方で、従来、何となく決まっていたものが、コスト転嫁方式で、きちんと計算して使用料を考えようということなので、正当であり、当然やるべきことかなと感じている。

でも、原価等の計算が大変で、市の関係の全体を見直しするということは大変だと思うが、ぜひこのコスト転嫁方式を推進してもらいたいと思う。そうすれば、見直しもその基準に則って、改定とかできると思うので、ぜひ推進してもらいたい。資料4で定額団体、免除団体、減額団体とあるが、定額団体とは。

事務局：定額団体は通常料金で使用している団体、免除団体は全額免除（0円）団体、減額団体は半額（1/2免除）団体。

委員：今回は、例えば従来、免除団体だったのが、定額団体に変わっているのも結構あるのか。減免基準の見直しの考え方により変わっているのか。

事務局：先程の説明のとおり、公民館の自主グループは、今まで減免団体（1/2免除）であったが、今回は定額団体（通常料金）になるということで計算している。

委員：要望に近い話になるが、今回、コストを意識した方式であるが、それだけに算定根拠になる原価の捉え方が一番大事で、例えば原価の元になっている経費の節減に、どれほどを努力したのか、収入が増えるだけか。これから市民の方々は注目していくことになるだろうと思うし、そういう努力をしっかりとお伝えしていくことで、理解へのもとになるのかなと思う。

それから、もう一つは算定の仕方の中で、利用者負担の割合と公的負担の割合を原則 50%ということは、原価そのものを 50%減じたうえで、使用料を算定するという考え方なので、そもそも公の施設というものはなんらかの目的を持って設置しているので、単純に 50%だけの段階でいいのか、もう少し、合理性を意識したもので、利用者負担割合そのものが、算定根拠の中で 25%程度なのか、そういうことをしていくことが、原価の算定時で、50%という目安だけでなく、25%等段階を設け、合理性を意識した算定をすれば、減免の考え方も違ってくるのではないかと。今言った、2点はぜひ念頭に入れていただいて今後検討に資していただければと思う。

会長：今の意見は、広く市民から理解をいただくということで、貴重な2つの要望だと思う。パブリックコメントでも同じようなことが出てくると思うが、ぜひとも検討していただきたい。

委員：資料4の令和3年の収入額に対して、見直し後の見込み額の利用者数は、同じ人数で計算しているのか。

事務局：令和3年度の数字で算出している。

委員：ここに書いてある施設を何か所か利用しているが、いつも民間の同施設と比較しても安いと感じている。今回、見直しで使用料が上がるが、その時に上がったと思う人もいる。今までと同じ利用者数を見込めるかどうかは気になるところ。民間は営利目的で、お客さんが来なければ潰れてしまうので、それなりに計算をし、営業を行っており、なおかつ、お客さんが来てくれて、営業できる設定としているが、公の施設は税金を投入しており、利用者からみても安くて当たり前のところがある。その辺の感情・感覚も無視できないと思うが、値上げ後の利用者数も考えて、今後設定をすべきでは。もちろんコスト転嫁方式といろんな合理的な根拠があると聞いている。

事務局：数字は、令和3年度はコロナ禍で人数も減っているということで、若干の増減はあると思うが、今回、改定し、4年に一度見直しを行うので、この改定によって、利用が減少したりした場合は料金を見直しをしなければならない。4年間の利用状況、使用料を見ながら改定をしていく予定である。

委員：負担の公平性、算定方法の明確化が大事で、コスト転嫁方式が良いと思うが、最近、テレビで全国どこの市町村で「人口が増えた」とか、「移住者が増えた」とか、「高齢者住みやすい街」とかであるが、甲斐市として将来どんな市にしたいのか、そのためのこれをうまく使えないか、例えば「全国一〇〇の甲斐市」とか、そのために公の施設を利用して、この部分は甲斐市として将来徹底的に市民の負担を減らして、利用者呼び寄せなど検討できないか。

事務局：政策的に公の施設の中で、多く利用を求める施設は、市長の決裁を受けた上で（減額等）も出来るところもあるので、考えていく。

委員より、算定方法を明確にするようにと意見があったため、追加資料の説明（石原係長）

公共施設のコスト方式の使用料の調査要領に基づいて、各所管課に調査をかけ費用を算出。原価償却は、建物の単価一律 40 万円に減価償却率定額法 0.02 をかけて算出。取得費（建設費）の単価は、平米単価になるので、建物の延べ床面積に 95%をかけて、減価償却率定額法 0.02 をかけた金額で原価償却を算出。また、土地の使用料は固定資産税の令和 3 年度の平均値を用いて平米当たり 19,500 円で算出。その評価額 19,500 円に 4/100 を乗じた金額で、使用料の算出。平米当たりと一人当たりの単価は、先程の説明のとおりとなる。

会長：先程の資料 2 の 3 ページの「5.使用料について」の詳細となるが、これは市民に公表するのか。

事務局：6 月のパブリックコメントでは、資料 2 と資料 3 で基本的な方針を市民に示して意見を聞く。細かい計算方法（追加資料）は、添付しない。

委員：スケジュールをみると、10 月に利用者に周知期間とあるが、その前にパブリックコメントとあるが、基本的な考え方だけ示して、具体的なさっきの原価、複雑すぎて把握出来ないが、市民目線からして例えば「利用料が上がった」「何で上がるの」みたいなものが、率直でシンプルな意見だと思うがそれに対して、議会に諮る前にどう答えるのか。

事務局：パブリックコメントに対する市の姿勢に対し、本日、各委員から出た意見、例えば「なぜ上がるのか」また「コスト転嫁方式はどういう内容なのか」というようなものは、あらかじめ前段で説明しつつ、今、お配りした資料を添付して、市民からの意見集約を行いたいと思っている。今回の使用料の目的は、平成 16 年の合併以降、これまで各市町村においては、近隣の施設や類似施設を確認しながら使用料を設定しているところが多く、合併は 3 町で平準化みたいな部分だった。それを受けて、平成 19 年の甲斐市行政改革で、健全な財政運営の中で、公の施設の使用料をきちんと健全化しようということで、このように委員会にかけさせていただいている。これまでは、これまでの使用料を継続が多かったが、消費税の 2 回の増税、その時点では、本市とすると、現行の継続。また、今回のような物価高騰等により、やはりもう一度使用料を検討しようということで、各所管課の係長が集まる会議の中で、各々の施設で、コストを計算して使用料を定めて、

市として今回このような形で値上げをさせていただきということ、ぜひパブリックコメントで伝えていきたいと思う。

委員：公民館に限った意見になるが、利用者が理解できるような周知方法をお願いする。実は、平成30年度に、新規に公民館で講座を受けたあと、みんな良かったので、「グループを作ろう」となったが、これまでは減額団体となったものが、平成31年4月から今までのグループは減額団体で、新規に立ち上げる団体は、定額団体となった。

その時は経費の問題とかで、「次にもしグループを立ち上げて減額団体にならない」との説明があった。経費がかかるからと納得したが、新しいグループが出来ても、「減額にならない」のかと理解していない人が多かったので皆でパブリックコメントに意見を出すこともあるし、周知期間を丁寧にやってもらいたい。例えば、公民館を使っている人には、資料を配るだけでなく、特に公民館で説明会を開催していただくように、お願いをしていただきたい。意見を言いたい人には、広報にパブリックコメントで言えるよと改めて伝えるので、できるだけその会場を利用している人に、説明会を開催してもらいたい。

事務局：今、利用者が理解できる説明をとりましたが、先日、議会でこの件について説明した際にも、議員から市民に対して丁寧な説明をするように要望されている。その後の検討委員会で、団体への説明をお願いしている。

委員：パブリックコメントは意外と見なかつたりするのでそこが心配で、急に議会が通って、「何で利用料上がるの」ってことがないように、説明会を検討してもらいたい。

事務局：今日の会議後、所管課には説明会開催の意見をいただいたということ伝え、説明会等を開催していただくよう要請していく。

委員：他市町村の類似施設の金額の比較は、受益者負担の割合が一律50%となっているが、ほかの市町村の割合設定は。

事務局：甲府市と韮崎市がコスト方式を採用している。

委員：うろ覚えで申し訳ないが、生涯学習文化課の令和5年度の数値目標で文化協会の所属団体を増やしたいと目標があったと思うが、団体が増えない理由のひとつに、「活動拠点が無い」、「有ったとしても、利用の負担がある」など、そこが免除にならないかと話があったと思うが、生涯学習文化課の活動団体を増やしたいところと今回の使用料を上げるところは矛盾していると思う。公平性というところでは、致し方ないかと思うが、その辺が心配なところである。もう一つ、資料2の6ページの「(9) 施設利用料の調整」で利用率を「①著しく低下させる恐れがあるとき」は利用料を調整できるとあるが、「著しく低下させる恐れがある」目安や基準、タイミングがどうなっているのか聞きたい。

事務局：まず、文化協会は減額団体で50%になっている。減額団体には、申し訳ないが、

今回の考え方ではないということになる。次に、資料2の6ページの「(9) 施設利用料の調整」の①の基準は、特に何%とか数値的なものはまだ定めていない。ただ、先程の話であったように、使用料が上がったり、減額団体が定額団体になったり、施設の使用が減っている可能性もあるというところは、今後しっかり見ていき基本的には、4年に一回は料金改定を行っていくよう考えていく。負担割合の数字は、蕪崎市は5段階に分けており、0%、25%、50%、75%、95%で公益性の高い施設だと負担割合が高くなっている。95%は保養施設、産業施設、市民駐車場、定住促進住宅、普通財産の建物、市民農園で、75%はスポーツ施設、文化施設、博物館等、保育園、観光施設、その他の社会福祉施設、市営住宅で、50%は交流施設、集会施設、観光施設（宿泊を除く）、公園、高齢者福祉施設、医療施設で、25%は下水道施設、幼児児童施設、0%は図書館、学校、消防施設となっている。

委員：どちらかという、甲斐市は全部市で負担してくれているのが多くないか。

事務局：受益者負担の考え方、確かに蕪崎市の事例で、公園や道路、本来、市で維持管理するようなものでも負担割合がどうなのかというのものもある。現在の市の施設からすると蕪崎市のような保養所的なものも無いですし、その中で、今回は3町の価格統一のなかで、この細分化よりも資料2の3ページの「(2) 適用場外」で蕪崎市でいう、学校や道路、公園などは市が95%、市民が5%となっているが、甲斐市は学校やインフラ、また、保育所や市営住宅、上水道施設は無料という部分で、実際的に公の施設として管理しており、使用料を定めているものについて、50%：50%で今回は初めてやらせていただく。今後はこの4年間において、委員からもでた負担割合について各所管で今後分析を行うなかで、改めて研究してまいりたいと思う。まずは、この50%：50%の方式で実行してまいりたいと思います。併せて、市民に幅広く周知をさせていただき、議会の条例制定に向かってまいりますので、ご理解をお願いします。

甲府市は、受益者負担割合が100%は温泉、プール、宿泊施設、駐車場、75%はトレーニング室、ゲートボール場、50%は会議室、ホール、集会室、多目的室、25%は斎場、0%は道路、公園、小中学校となっている。

委員：令和6年4月1日から実施するとあるが、事前に自治会へ周知するのか。3月号の広報で周知するのか。

事務局：6月の広報でパブリックコメント、基本方針を示し、9月の議会での議決後、詳細について、広報で周知させていただく。掲載時期は、検討する。

委員：公平性は大事だからいいと思うが、ただ一般市民からするとこういう提案をされると、「値上げのために、何かするんじゃないか」とか思われるので、公平性とか算定基準の明確化をぜひ強く打ち出して説明をしてもらいたい。

委員：4年に一回見直しとなっているが、その間に毎年とは言わないが施設利用者アンケートをお願いしたい。毎年、使用書類を公民館に提出しているの、その中

にアンケートを入れてもらいたい。市民の意見を聞くとしたら、アンケートを行うことにより、どういう考え方が分かって、どの辺を説明していくのが大事なかがわかる、見直しに役立てるためにも、アンケートを実施してもらいたい。

委員：資料3の3ページ、「(2) 減額する場合」で、「減額する団体」で「障がい者団体及び障がい者の保護者団体」が有るが、元々、障がい者団体は金額はどうであれ、半額免除が適用されていたのか、それとも全額免除が適用されていたのか。

事務局：基本的に、現在もこの団体は減額団体となっている。

委員：資料3の3ページの「(3) 減額率」で、「原則として50%とする。」とあるが、このままパブリックコメントを行うのであれば、「原則として」は削除するべきではないか。「原則として」は、例外があるという意味である。もし50%で異議があれば、そこでやはり議論すべきなので、例外が曖昧な状況で、「原則として」を表記するのは、分かりづらいと思う。

事務局：検討する。

その他

委員：長塚の自治会長を仰せつかって1年になるが、世帯数1,200世帯、人口3,600人くらい、組長75人と大きな自治体である。ほぼ毎日「子供が側溝に落ちた」「通学路で危ないところにカーブミラーが無い」などの相談などが来る。その都度、現地確認を行い、市に申請書や要望書を提出しており、昨年度は1年間で28件、要望書や申請書を提出。今年度も4、5月ですでに7件提出している。市へ要望書等を提出後、大体2～3か月すると要望者から、どうなりましたかと問い合わせがあり、その都度、市役所に問い合わせをするが、なかなか具体的な回答がもらえず、また、半年すると同様な問い合わせが来る。要はその繰り返りで、顔を見るたびに言われるので、提出した「申請書」や「要望書」は、進捗管理は当然やっていると思うが、2か月に一回、もしくは3か月に一回、自治会長へ進捗状況の報告をお願いしたい。

事務局：貴重な意見ありがとうございます。区長さんはじめ各委員さんにおかれましては、日ごろから所管することを行っていただいておりますが、今みたいな、インフラ的なものについては、近年、少しでも皆さまの負担を減らすということで、スマホで不具合の通報システムがあり、例えば、「道路が陥没している」、「カーブミラーの調整」などその場で写真をとり送信していただき、また緊急性があるものなど対応している。こちらは周知が足りないところがあるので、再度、周知していく。部長会議で、自治会からの要望について、時間を空けずに対応するよう、行革の委員会で意見が出たということで、6月の部長会議で報告させていただく。また、先程、吉田委員から「原則」を削除はどうかと意見があったが、これまで「原則」を付したのが資料の4ページの「その他の基準」ということで、減免は原則認めていない中で、政策的または単発的に減額できるものについては、市長の決裁を受けた上で、減免できると書いてあり、事例として、例えば、

10,000 円の使用料がかかるが、開催団体が 3,000 円払うので、何とか減免してほしい。市の後援となると、3 割負担と負担割合が変わる事例もあるので、「原則」を付してある。今回のパブリックコメントはこの形で行い、併せていただいた意見もパブリックコメントと同じ意見ということで再度、庁内で検討を図って、最終的に決定して、委員会に報告させていただく。

委員：今の話は、自治会長ではなく、本来、市で動くべきだと思う。自治会はものすごく大変で、毎日、意見・要望等があり、一つの仕事で大変だと前から感じている。少数精鋭で行っている市職員だが、一方で職員数も増えているので、市で動けるところはぜひ動いていただいて、自治会の待遇改善など、全国的な課題でもあると思うが、甲斐市が率先してやって自治会長さんのストレスにならないようにお願いします。

事務局：近年は、「隣の家が植木が出ており、見通しが悪いため、カーブミラーを設置してもらいたい」など、理不尽なものもあり、自治会の中で対応してもらいたいものもあるので、市としても動くが、公助・共助・自助としてやっていきたい。

事務局より次回の予定

次回の委員会は、8 月中旬を予定しており、案件につきましては、「第 4 次甲斐市行政改革大綱における令和 4 年度実績及び 5 年度目標について」を予定しています。開催日時等につきましては、決定次第、通知を郵送させていただく。

#### 4. 閉会（柳本副会長）

本日は、活発な意見ありがとうございました。それでは、閉会とする。

午前 11 時頃終了